

手数料表

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ 35% 手数料負担者は 求人者 とします。
--	--

<紹介手数料の返還>

求人者が支払う手数料について、次に該当する場合は以下の金額を返還するものとします。ただし、求人者の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の雇用契約内容と異なる場合、または労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合等の求人者の責めに帰すべき事由または不可抗力の場合はこの限りではありません。

- (1) 求職者の一身上の都合により求人者への入社に至らなかった場合
紹介手数料の 全額 を返還
- (2) 求人者へ入社した日より起算して90日未満に、求職者の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合
紹介手数料の 全額 を返還
- (3) 求人者へ入社した日より起算して90日～180日未満に、求職者の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合
紹介手数料の 50% を返還

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	28-ユ-301230
事業所の名称及び所在地	尼崎信用金庫 尼崎市開明町3丁目30番地